

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
--------------	----------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
※重点評価課題（高齢者の雇用就業の促進、障害者雇用の促進、若年者の安定した雇用の促進）		
個別目標1	定年制の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を促進すること	
	(主な事務事業) ・ 高齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導（公共職業安定所・高齢者雇用アドバイザー） ・ 65歳雇用導入プロジェクト ・ 継続雇用定着促進助成金（第I種・第II種）	
個別目標2	中高年齢者の再就職を促進すること	
	(主な事務事業) ・ 求職活動支援書制度 ・ 高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助 ・ 中高年齢者トライアル雇用事業	
個別目標3	高齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること	
	(主な事務事業) ・ シルバー人材センター事業 ・ 定年退職者等再就職支援事業 ・ 高齢者等共同就業機会創出助成金	
個別目標4	障害者に対するきめ細かな職業相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること	
	(主な事務事業) ・ 障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介 ・ 障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業） ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	
個別目標5	障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進等を図ること	
	(主な事務事業) ・ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導	
個別目標6	雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化を	

図ること
(主な事務事業) ・ 障害者就業・生活支援センター事業
個別目標7 学校段階から職業意識の形成を図ること
(主な事務事業) ・ キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ ・ インターンシップ受入企業開拓事業 (大学等)
個別目標8 新規学卒者の円滑な就職を図ること
(主な事務事業) ・ 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化 ・ 学生職業センター等における学生等の就職支援
個別目標9 フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること
(主な事務事業) ・ フリーター常用就職支援事業 ・ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援 ・ 若年者試行雇用事業
個別目標10 外国人求職者等に対するきめ細かい職業相談・職業紹介等を通じ、安定し、かつ適正な就労を促進すること
(主な事務事業) ・ 日系人就業支援事業を活用した不就労の日系人若年者等に対する職業相談等 ・ 大学と連携した留学生に対する就職支援
個別目標11 外国人を雇用している事業主への啓発活動、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること
(主な事務事業) ・ 「外国人雇用管理アドバイザー」の事業所訪問等による外国人雇用事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助
個別目標12 就職困難者等の円滑な就職等を図ること
(主な事務事業) ・ 特定求職者雇用開発助成金 ・ 生活保護受給者等就労支援事業 ・ ホームレス就業支援事業 ・ 雇用再生集中支援事業
施策の概要 (目的・根拠法令等)
<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 外国人の雇用の安定・促進 (5) 就職困難者等の円滑な就職支援 <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p>

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

①目的等：

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

②根拠法令等：高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）

(2) 障害者の雇用の安定・促進

①目的等：

障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、

- ・ 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進
 - ・ 障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進
 - ・ 雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化
- 等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。

②根拠法令等：障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

(3) 若年者の雇用の安定・促進

目的等：

若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

目的等：

外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努めることで、外国人労働者の適正な受入れ、適正な雇用・労働条件を確保することを目的とする。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

目的等：

- i 高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

- ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。

- iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。

- iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

主管部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課(個別目標1, 2, 3)
---------	---------------------------------------

	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課(個別目標4, 5, 6) 職業安定局若年者雇用対策室(個別目標7, 8, 9) 職業安定局外国人雇用対策課(個別目標10, 11) 職業安定局雇用開発課(個別目標12)
関係部局・課室	職業安定局雇用開発課就労支援室(個別目標12)

2. 現状分析

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

少子高齢化の急速な進展により、2015年までに生産年齢人口は約780万人減少し、これに伴って労働力人口も、高齢者や女性の労働力率が相当程度上昇することを見込んでも、若年層及び壮年層の大幅な減少により約110万人減少する見通しとなっている。また、今後2007年から2009年にかけて、いわゆる団塊の世代が60歳に到達することとなっている。

一方で、諸外国と比較しても我が国の高齢者の就労意欲は非常に高く、実態としても、60歳代前半の男性の労働力率は70%を超えている。

このような中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることを可能とし、もって我が国経済社会の活力の維持を図るためには、高齢者が意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる環境を社会全体で築き上げていくことが必要である。

このため、高齢者の安定した雇用の確保等を図るため、①事業主に対する定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちのいずれかの措置による年金支給開始年齢までの雇用機会の確保の義務付け、②高齢者の再就職の促進に関する措置の拡充、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ること、等を内容とした「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が2004年(平成16年)6月5日に成立し、関係政省令と併せ同年12月1日(①については2006年(平成18年)4月1日)に施行されたところである。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

障害者の雇用については、平成18年度の就職件数が43,987件と過去最高となり、平成18年6月1日現在の民間企業の実雇用率は、1.52%と前年比0.03ポイント上昇するなど着実な進展がみられる。

しかしながら、有効求職者数は約15万人と依然として高い水準で推移しており、雇用率達成企業の割合も43.4%(平成18年6月1日現在)にとどまるなど、引き続き改善すべき点も多い状況にある。

このため、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者の雇用情勢については、平成19年3月卒業の高卒者の就職内定率が96.7%(平成19年3月末現在)と前年同期を0.9ポイント上回り、平成19年3月卒業の大学生の就職率が96.3%(平成19年4月1日現在)と前年同期を1.0ポイント上回るとともに、フリーターの数についても平成15年をピークに3年連続で減少するなど、改善傾向にある。

しかし、失業率については、低下しているものの、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移しており、フリーターの数についても、新卒採用が特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期が就職活動の時期に当たり正社員となれず、フリーターにとどまっている若者(年長フリーター(25歳～34歳))は改善が遅れているなど、なお改善すべき課題がある。

(参考)

・フリーター数	平成18年	187万人(対前年比△14万人)
うち、15歳～24歳	平成18年	95万人(対前年比△9万人)
うち、25歳～34歳	平成18年	92万人(対前年比△4万人)
・15～24歳の失業率	平成18年	8.0%(対前年比△0.7ポイント)
・年齢計の失業率	平成18年	4.1%(対前年比△0.3ポイント)

資料出所：総務省「労働力調査(詳細結果)」 厚生労働省「職業安定業務統計」

(4) 外国人の雇用の安定・促進

外国人労働者については、政府の基本方針（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月閣議決定）など）として、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することとしている。

平成17年現在、我が国が積極的に受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者は、約18万人と前年とほぼ同様に高い水準で推移しており、専門的・技術的分野の外国人労働者の需要は高いものと考えられる。

なお、通訳を配置している公共職業安定所に来所する外国人の新規求職件数は4万人前後で推移（H18：40,498人、H17：40,523人、H16：37,710人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、外国人労働者の職業紹介等を適切に実施するため体制整備を図る必要性は高いといえる。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成17年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が4.9%（年齢計4.4%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.48倍（年齢計0.94倍）と極めて低い。

さらに、近年、生活保護受給者は大幅な増加傾向にあり（約60万世帯（平成7年）、約104万世帯（平成17年））、受給期間の長期化や、その抱える問題の多様化がみられる状況にある。

また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向にある（約60万人（平成7年）、約94万人（平成17年））。

平成19年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、18,580人であった。ホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が35%、次いで「倒産・失業」が32.9%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられる。

今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が49.7%と約5割を占め、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されている。

不良債権処理に伴う雇用調整は平成17年度以降本格化してくることが懸念されたことから、事業実施期間を3年間延長し、引き続き不良債権処理の加速化に伴い離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援を行っているところである。なお、不良債権処理の加速に伴う離職者として支援の対象となっている雇用調整方対象者は、平成19年3月末現在で58,061人となっている。

以上の現状を踏まえれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと認識している。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	65歳以上定年企業等の割合 (%) (42%以上/平成20年度)	-	-	-	-	33.0
	300人以上規模のうち65歳以上の 高年齢者雇用確保措置を講じる 企業割合 (%) (45%以上/平成19年度)	-	-	-	41.3	67.2
2	障害者の就職件数 (人) (平成18年度から平成22年度ま での5年間で22万人以上)	28,354	32,885	35,871	38,882	43,987
3	フリーター数 (人) (ピーク時(平成15(2003)年 の8割に減少/平成22(2010) 年)	208	217	214	201	187
4	日系人雇用サービスセンターに おける就職率 (%) (18%以上/平成18年度)	-	-	-	-	17.9
5	一般外国人(留学生を除く外国 人)の就職率 (%) (24%以上/平成18年度)	-	-	-	-	23.4
6	留学生の就職人数 (人) (300人以上/平成18年度)	-	-	-	-	338
7	特定求職者雇用開発助成金支給 対象者の事業主都合離職割合 (%) (当該助成金支給後の事業主都 合離職割合が対象ではない者の 事業主都合離職割合以下/平成 18年度)	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	-	-	-
8	生活保護受給者等就労支援事業 における支援開始者数に占める 就職者数の割合 (%) (40%以上/平成18年度)	-	-	-	41.4 (3,083) (7,455)	60.8 (6,190) (10,181)
9	ホームレス就業支援事業におけ る就業者数 (人) (450人以上/平成18年度)	-	-	-	426	908
10	当該年度中の雇用調整方针对象 者数(届出人数)に対する不良 債権処理就業支援特別奨励金支 給人数の割合 (35%以上/平成18年度)	-	6.7	37.2	31.4	48.5
(調査名、資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上 希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、平成18年度の高年齢者雇用 状況報告(平成18年6月1日の状況)から把握。 ・「42%以上」は、高年齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況。 ・平成17年度の割合(41.3%)は、平成18年5月19日までの状況であり、平成18年度 の割合(67.2%)は、平成19年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。						
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：公共職業安定所を通じた就職件数である。						
③指標3 資料出所：総務省「労働力調査(詳細結果)」による。						

- ④指標 4～6
資料出所：職業安定局調べによる。
- ⑤指標 7
備考：
・指標の上段は、支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は、同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。
- ⑥指標 8
資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。
備考：
・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
・指標の中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数である。
- ⑦指標 9
資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。
備考：
・ホームレス就業支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
- ⑧指標 10
資料出所：
・雇用調整方针对象者数は職業安定局調べ、不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数は（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。
備考：平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始）。

施策目標の評価

(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進

平成18年度から改正高年齢者雇用安定法（以下、「改正高年齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高年齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」という。）を講じることが事業主に義務づけられた（義務対象年齢は段階的に引上げられる）。

平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高年齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を施策目標として実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高年齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高年齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じたといえる。よって、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成18年度においては、公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、事業主に対する厳正な雇用率達成指導の実施、トライアル雇用やジョブコーチ支援の活用に加え、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の支援等、雇用・福祉等との連携の強化を着実に推進した結果、公共職業安定所を通じた就職件数が大幅に増加し、過去最高となるなど、着実な実績を残しており、施策目標に係る指標である「障害者の就職件数（平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上）」の達成に向け着実な進展があったと評価できる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者雇用対策については、平成15年6月にとりまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省と密接に連携しつつ、積極的に取り組んできたところであり、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」については、約35.1万人（速報値）の常用雇用を実現し、目標の25万人を大きく上回る実績を達成したところである。こうしたことにより、いわゆるフリーターの数は、平成15年をピークに3年連続で減少し、平成18年では187万人となっており、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、施策目標の達成

に向け進展していると評価できる。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

就職困難者等の円滑な就職支援については、特定求職者雇用開発助成金においては、平成15年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合(1.6%)が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下(3.7%)となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

生活保護受給者等就労支援事業においては、支援開始者が平成17年度7,455人から平成18年度10,181人に増加する中、就職者数についても3,083人から6,190人に大幅に増加しており、支援開始者に占める就職者の割合は、平成17年度41.4%から平成18年度60.8%となっている。

さらに、ホームレス就業支援事業においては、当該事業による就業者数が平成17年度が426人に対し、平成18年度においては、908人と大幅に増加している。

また、雇用再生集中支援事業においては、平成18年度中の雇用調整方針対象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は平成17年度31.4%に比べ平成18年度48.5%と達成水準を大きく上回っている。

このように、それぞれの事業が就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与するものであり、それぞれ施策目標を上回る効果を出している。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
定年制の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	65歳以上定年企業等の割合(%) (42%以上/平成20年度)	-	-	-	-	33.0
	※施策目標3-1に係る指標1と同じ 300人以上規模のうち65歳以上の 高年齢者雇用確保措置を講じる 企業割合(%) (45%以上/平成19年度)	-	-	-	41.3	67.2
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、平成18年度の高年齢者雇用状況報告(平成18年6月1日の状況)から把握。 ・「42%以上」は、高年齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況。 ・平成17年度の割合(41.3%)は、平成18年5月19日までの状況であり、平成18年度の割合(67.2%)は、平成19年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	65歳雇用導入プロジェクト事業終了時において、事業実施企業のうち65歳まで働ける場を確保する企業の割合(%)	-	-	-	72.1	85.2
2	継続雇用制度奨励金(第I種)の支給決定件数(件)	44,842	49,479	46,426	50,223	63,521
	継続雇用制度奨励金(第I種)の支給決定金額(百万円)	49,788	50,138	43,097	41,450	44,801
	多数継続雇用助成金(第II種)の支給決定件数(件)	3,936	4,637	3,431	3,103	2,173
	多数継続雇用助成金(第II種)の支給決定金額(百万円)	9,241	9,375	4,472	2,804	1,365
3	公共職業安定所・高年齢者雇用アドバイザーによる個別指導企業数(事業所)	29,182	29,296	30,381	39,387	27,701
(調査名・資料出所、備考) ①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 ②指標2： 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。 ③指標3： 資料出所：高年齢者雇用確保措置推進指導実施状況報告による(職業安定局調べ)。						
個別目標 1 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
平成18年度から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの安定した雇用の確保については、高年齢者雇用安定法上、事業主に対して義務化されたが、具体的にどのように実施するかについては、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっている。 したがって、これを推進していくためには、高年齢者雇用確保措置の導入状況及び企業規模に応じた重点的な公共職業安定所による指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーによる技術的な相談・援助や継続雇用制度奨励金及び多数継続雇用助成金による財政的な支援、各都道府県下の主要な事業主団体を						

通じた集团的指導・助言を組み合わせ、事業主の自主的な取組を促していくことが有効な手段となる。

平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高年齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を個別目標としても実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じたといえる。

特に、継続雇用制度奨励金については、前年度に比べ、支給決定件数、支給決定金額ともに増加し、また、65歳雇用導入プロジェクト事業においても、事業終了時における事業実施企業のうち65歳まで働ける場を確保する企業の割合が85.2%と前年を上回っており、65歳以上の高年齢者雇用確保措置の実施の促進に非常に有効的であったと評価できる。

以上のことから、定年制の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を促進することができたものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	高年齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導（公共職業安定所・高年齢者雇用アドバイザー）
平成18年度 予 算 額	36百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高年齢者雇用確保措置を講じていない企業に対して、公共職業安定所の職員が企業訪問等により個別指導等を実施する。また、継続雇用導入等に係る相談・援助を行うアドバイザーの派遣、継続雇用制度に関する事例の蓄積・周知等により、事業主による継続雇用制度の導入等の促進を図る。	
事務事業名	65歳導入プロジェクト
平成18年度 予 算 額	1,164百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：各都道府県下の主要な事業主団体の傘下企業を対象として集团的に指導・助言を行い、65歳までの継続雇用制度の導入比率の拡大を図る	
事務事業名	継続雇用定着促進助成金（第Ⅰ種・第Ⅱ種）
平成18年度 予 算 額	45,127百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：65歳以上までの定年の引上げや希望者全員を対象とした継続雇用制度を新たに導入する事業主及びこれに伴う高年齢者の雇用割合が一定割合を超える事業主に対して助成することにより継続雇用の推進及び定着を図る。 i 継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種）・・・65歳以上までの定年の引上げや継続雇用制度の導入の促進 ii 多数継続雇用助成金（第Ⅱ種）・・・高年齢者の多数雇用の促進	

個別目標 2						
中高年齢者の再就職を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	中高年齢者トライアル雇用事業の 常用雇用移行率 (%) (75%以上/平成18年度)	-	74.4	74.0	73.5	75.5
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・中高年齢者トライアル雇用事業は、平成15年4月からの事業である。 ・「常用雇用移行率」＝常用雇用に移行した者/トライアル雇用を終了した者。						
参考指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	求職活動支援書制度における求職 活動支援書交付者数 (人)	59,137	45,724	33,205	24,625	16,663
2	高齢期雇用就業支援コーナーにお ける相談件数 (件)	-	32,259	60,241	58,266	56,609
3	中高年齢者トライアル雇用事業に おける常用雇用移行者数 (人)	-	1,148	1,825	2,413	2,763
(調査名・資料出所、備考) ①指標 1 資料出所： ・「高齢者雇用状況報告 (平成17年度までは常時雇用する労働者50人以上規模事業 主、平成18年度は51人以上規模事業主について集計)」による (職業安定局調べ)。 備考： ・平成16年12月に施行された改正高齢者雇用安定法により、再就職援助計画書は求 職活動支援書に改められている。 ②指標 2 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。 備考： ・「高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談件数」は、独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構の中期計画に基づき平成15年10月から実施している。 ・平成15年の実績は、平成15年10月～平成16年3月までの数値である。 ③指標 3 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標 2 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>中高年齢者トライアル雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と就職を希望する中高年齢者相互の理解を深め、常用雇用への移行を図ることができること、常用雇用に当たって十分な見極めができることなどから、中高年齢者の常用雇用の促進に有効であった。平成18年度の同事業に係る実績は、トライアル雇用を開始した4,364人に対して、平成18年度にトライアル雇用を終了した3,662人の75.5%に当たる2,763人の常用雇用が実現されたことから、その有効性が確認される。</p> <p>また、中高年齢者トライアル雇用事業は、平成18年度においては、1人当たり月額5万円 (支給期間は3か月を限度) と低い投入コストにもかかわらず、75.5%の常用雇用への移行が達成されたことから、効率的に運営されていると評価できる。</p> <p>「再就職援助計画書交付者数 (求職活動支援書)」については、減少傾向にあるが、再就職援助計画書 (求職活動支援書) を公共職業安定所に持参した中高年齢者に対して、同計画書を参酌してきめ細かい相談・援助を実施することとしており、中高年齢者の在職中からの再就職の促進に一定の役割を果たしていると評価できる。</p> <p>また、高齢期雇用就業支援コーナーにおいては、労働者が自己の能力等に関する認識を深めるとともに、高齢期においても希望と能力に応じて多様な働き方を選択し、その実現に向けて必要なキャリア・技能の向上を図るために有効的な手段である。</p>						

以上のことから、中高年齢者の再就職を促進することができたものと評価できる。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	求職活動支援書制度
平成18年度 予 算 額	1,338百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：事業主は、定年、解雇等により離職を余儀なくされる中高年齢者に対し、個別に再就職援助計画書を作成・交付し、これに沿って再就職援助を行うよう努めなければならないこととし、必要により、事業主に対し再就職援助計画の作成要請を行っていたところ、平成16年12月から、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望する時は、事業主は求職活動支援書を作成・交付しなければならないこととされた。（高年齢者雇用安定法）。	
事務事業名	高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：高齢者等を雇用する事業主、離職予定高年齢者等に対して、高齢期の雇用就業に関する相談・援助を実施する。 ※「高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助」に係る経費は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構における経費である。	
事務事業名	中高年齢者トライアル雇用事業
平成18年度 予 算 額	840百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：世帯主など再就職の緊急性が高い中高年齢者を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して試行雇用奨励金を支給する。	

個別目標3						
高年齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	高年齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の新設に伴う平均就業者創出数(人) (7人以上/平成18年度)	5.2	5.4	8.1	7.9	8.3
2	高年齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の事業開始から1年経過後の事業継続率(%) (95%以上/平成18年度)	—	—	100	99.6	100
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。						
②指標2 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。 備考： ・平成16年度から調査を実施した。 ・平成18年度については、平成19年5月7日現在で把握可能な391件について調査した。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	シルバー人材センター事業における就業延人員(千人日)	58,659	63,096	67,397	70,422	72,668
2	定年退職者等再就職支援事業における面接会開催日から3か月後の就職率(%)	—	—	—	—	21.9
3	定年退職者等再就職支援事業における面接会の実施回数(回)	—	—	—	—	24
4	高年齢者等共同就業機会創出助成金支給決定件数(件)	203	244	510	557	440
	高年齢者等共同就業機会創出助成金支給決定金額(百万円)	856	1,046	2,156	2,362	1,799
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：社団法人全国シルバー人材センター事業協会の調べによる。 備考：平成18年度は速報値である。						
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・定年退職者等再就職支援事業における面接会開催日から3か月後の就職率については、平成18年4月1日から平成19年1月末日までに開催された面接会によるものである。						
③指標4 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
高年齢者等共同就業機会創出助成金については、就業者創出数が1事業主当たり平均で8.3人と高い就業者創出効果を生み出しており、その培ってきた知識や経験を活かした多様な就業形態による社会参加を促すため、一定の効果を上げている。また、事業継続率についても、2年連続でほぼ100%となっていることから、個別目標の達成水準を上回っており、高年齢者等の就業機会創出のために有効であると評価できる。						
高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給額について、就業者一人当たり換算すると約49万円となるが、雇用保険の失業等給付の一人当たりの平均受給額が約55万円であることを勘案すると、事業は効率的に運営されている。						
臨時・短期又はその他の軽易な業務に係る任意就業を推進するシルバー人材センター						

事業については、就業延べ人数は72,668千人と増加傾向にあり、就業機会の確保・提供体制は確実に広がっているところであり、事業は効率的に運営されている。

さらに、同事業は、介護・高齢者生活支援などの地域の福祉政策に貢献するとともに、地域社会の活性化にも大きく寄与している。

以上のことから、高齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ることができたものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	シルバー人材センター事業
平成18年度 予算額	14,112百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター等を支援する。	
事務事業名	定年退職者等再就職支援事業
平成18年度 予算額	14百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：特に定年退職者の多く見込まれる地域において、高齢者の多様なニーズに応え、年金支給開始年齢前に定年退職した者や65歳超の者が働くことができる求人の開拓や面接会を行う。	
事務事業名	高齢者等共同就業機会創出助成金
平成18年度 予算額	3,384百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：就業機会の確保が困難である高齢者等が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的な雇用機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成する。	

個別目標 4						
障害者に対するきめ細かな職業相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業安定所を通じた就職件数 (件) (対前年度比2,500件増/平成18年度)	28,354	32,885	35,871	38,882	43,987
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
参考指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業安定所における新規求職 申込件数(件)	85,996	88,272	93,182	97,626	103,637
2	公共職業安定所における有効求職 者数(人)	155,180	153,544	153,984	146,679	151,897
3	障害者試行雇用事業における試行 雇用開始者数(人)	2,661	3,162	4,220	5,954	6,826
4	障害者試行雇用事業における常用 雇用移行者数(人)	2,123	2,081	3,236	3,923	5,187
5	職場適応援助者事業における支援 対象者数(人)	2,120	2,759	2,759	3,050	3,306
6	職場適応援助者事業における職場 定着率(%)	74.6	78.7	83.0	83.6	84.3
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1～4 資料出所：職業安定局調べによる。						
②指標5,6 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。						
個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>障害者の社会参加が進展する中で、障害者の就業に対するニーズが高まってきていることに伴い、公共職業安定所における新規求職申込件数は103,637件と前年度と比べ6.2%上回り、また有効求職者数は151,897件と前年度を3.6%上回り依然として高い水準にある。こうした状況のもとに、公共職業安定所窓口では、障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介を行っている。</p> <p>また、事業主において、障害者雇用に取り組むきっかけを作ることができる障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)は、障害者の就職促進の手段として有効であり、平成18年度にトライアル雇用を開始したものは、6,826人(前年度比14.6%増)となり、同期間にトライアル雇用を終了した6,251人の約8割である5,187人の障害者の常用雇用を実現している。</p> <p>ジョブコーチが職場に出向いて、障害者本人に対する作業能力や職場内でのコミュニケーション能力の改善に関する指導、受入事業主に対する雇用管理や作業指導の方法等に関する助言等を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)事業については、平成18年度において支援対象者数3,306人(前年度比8.4%増)、支援終了後6ヵ月経過後の定着率は84.3%(前年度比0.7%ポイント増)と高い成果を上げており、障害者の円滑な就職及び職場適応を図る手段として有効である。</p> <p>このような取組を通じ、平成18年度の公共職業安定所を通じた就職件数は43,987件と前年度を5,105件・13.1%上回り、実績目標(対前年度比2,500件増)を達成するとともに、過去最高の実績を上げている。</p> <p>こうした実績を踏まえれば、トライアル雇用事業の有効活用も含め、効果的かつ効率的な職業相談・職業紹介が実施されたとともに、併せてジョブコーチ事業については、ジョブコーチが職場に直接出向き職場で生じる様々な課題の改善に向けたきめ細やかな助言・指導を障害者本人と事業主双方に対して行うことにより、障害者の円滑な就職及び職場定着が可能となっており、手段として非常に効率的であり、目標に掲げるとおり、障害者の就職の促進を図ることができたものと評価できる。</p>						

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、 <u>安定所</u> 、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：公共職業安定所において、障害者の方を中心に相談する窓口を別途設けるなどして、きめ細かな職業相談・職業紹介を行っている。 ※本事業は、公共職業安定所における通常業務の一環として行っている。	
事務事業名	障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）
平成18年度 予 算 額	900百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、 <u>安定所</u> 、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：実際の職場に障害者を有期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用のきっかけづくりを積極的に推進することにより、常用雇用への移行を促進する。公共職業安定所の紹介を介して、試行雇用を実施する事業主に対して、奨励金を支給する。	
事務事業名	職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業
平成18年度 予 算 額	1,007百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、 <u>安定所</u> 、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、 <u>独立行政法人</u> 、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：障害者の職場での適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、事業主に対して雇用管理や作業指導の方法等に関する助言・援助を実施することにより、障害者本人と受入事業所双方の課題の改善を図る。	

個別目標5						
障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	障害者雇用率達成割合 (%) (前年度以上/平成18年度)	42.5	42.5	41.7	42.1	43.4
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：「障害者雇用率達成割合」は、障害者雇用状況報告における障害者雇用率達成企業の割合をいう。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	民間企業の実雇用率 (%)	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52
2	公的機関の実雇用率 (%)					
	・国の機関	2.14	2.19	2.15	2.14	2.17
	・都道府県の機関	2.46	2.49	2.28	2.34	2.37
	・市町村の機関	2.44	2.45	2.20	2.21	2.23
	・教育委員会(法定雇用率2.0%の機関)	1.23	1.24	1.33	1.39	1.46
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>障害者雇用率制度は、事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に身体障害者又は知的障害者を雇用すること(雇用義務を満たしている状態)を実現するため、一定割合の障害者雇用を義務づけているものである。</p> <p>平成18年6月1日現在の民間企業の実雇用率は1.52%と前年を0.03%ポイント上回るなど着実な進展がみられるものの、法定雇用率を達成している企業の割合は43.4%と、対前年度比1.3ポイント増となっているものの、半数以上の企業が未達成となっている。</p> <p>このような状況の中、法定雇用率未達成企業に対する指導基準を見直し、雇用率達成指導を強化したところであり、平成18年度において民間企業に対する雇入れ計画作成命令949件(再計画除く。速報値。)、適正実施勧告124件と、雇用率達成指導を厳正に実施しているところである。</p> <p>こうした実績を踏まえれば、厳正な雇用率達成指導の実施事業主の障害者の雇入れの取組を促すことにつながっていると同時に、平成18年度の就職件数の増加にも結びついており、目標に掲げる障害者の雇入れの促進等に効果があったものと評価できる。</p> <p>なお、障害者雇用納付金制度に基づく助成金については、平成18年度の支給決定金額が7,423百万円となっており、前年度比では、4.0%増の伸びを示しており、活用が進んでいるものと評価できる。このように、障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、障害者雇用における事業主の経済的負担を軽減し、障害者雇用の促進と維持に有効な手段であると考えられるが、更に有効に活用されるよう、制度の周知等に努める必要がある。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：民間企業に対する障害者雇用率達成指導						
実施主体 ：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
<p>概要：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業・国・地方公共団体は、一定割合以上(民間1.8%、公的機関2.1%(教育委員会2.0%))、身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。これに基づき雇用率未達成企業等に対し、雇用率達成指導を行い、必要な場合には雇入れ計画の作成命令、適正実施勧告を行うなど、制度の厳格な運用を図っている。</p> <p>※本事業は、公共職業安定所における通常業務の一環として行っている。</p>						

個別目標6						
雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準／達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	障害者就業・生活支援センター事業を通じた就職件数(件) (就職件数3,000件以上／平成18年度)	694	812	1,727	2,524	3,634
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定所調べによる。 備考： ・平成18年度において、障害者就業・生活支援センター事業は平成14年度から開始。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	障害者就業・生活支援センターにおける登録障害者数(人)	3,178	5,888	12,219	16,339	22,339
2	障害者就業・生活支援センターにおける相談支援件数(件)	66,681	134,629	244,519	337,461	444,871
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・平成18年度において、障害者就業・生活支援センター事業は平成14年度から開始。						
個別目標6に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>雇用、保健福祉、教育等の連携の下、就業面の支援にとどまらず、就業に伴う社会生活及び日常生活上の支援を一体的に提供する障害者就業・生活支援センター事業については、平成18年度は20センター増設して全国で110センターが運営され、22,156人(1センター当たり前年度比11%増、暫定値)の対象者に対して延べ446,887件(同8%増、暫定値)の支援を行い、就職件数は3,657件(同19%増、暫定値)にのぼるなど、前年度に比べ各実績は大幅に伸び、着実な成果をあげており、就業面と生活面の両面にわたり継続的な支援が必要な障害者のスムーズな就職及び雇用の継続を図る手段として有効である。また、障害者の身近な地域において雇用、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成することで、個々の障害者のニーズに応じて適時適切な就業面又は生活面の支援を提供することが可能となっており、地域の資源を有効に活用した効率的な施策の実施が図られている。</p> <p>また、同事業により、就業及び日常生活に係る支援を一体的に行うことにより、障害者に対しワンストップで相談支援が実施されるなど、資源を有効に活用した効率的な施策の実施が図られていると考える。</p> <p>このほか、障害者雇用実績のある企業関係者の知識・経験等を活用して、福祉施設に対し企業での雇用についての理解の促進、就労支援に関するノウハウの向上を図る「障害者就労支援基盤整備事業」を全労働局において実施、就職を希望する障害者に対し、公共職業安定所を中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行う「地域障害者就労支援事業」を全国10か所の公共職業安定所においてモデル的な実施、医療機関等を利用している精神障害者の就職に向けた取組を促すジョブガイダンス事業等、様々な施策を効果的に組み合わせることで福祉サイド等への働きかけを行っているところであり、こうした取組を通じて、各地域において雇用と保健福祉、教育等の関係機関の連携による就労支援の体制が強化されることにより、就職を希望する障害者の雇用への円滑な移行が図られるとともに、就職後の障害者の生活面も含めた継続的な支援を通じて職業生活の安定が図られていると評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：障害者就業・生活支援センター事業						
平成18年度：1,028百万円(補助割合：[国10/10][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(NPO法人)						

概要：障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。

個別目標 7						
学校段階から職業意識の形成を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	キャリア探索プログラム等参加生徒数(高校等)(人) (40万人以上／平成18年度)	176,177	198,259	330,676	434,109	403,661
2	インターンシップ学生のアンケート結果において「役に立った」との評価の割合(%) (80%以上／平成18年度)	-	-	-	96.7	94.0
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標 7 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラム等に参加することは、中高生等の職業意識啓発、ひいては学校卒業者の適切な職業選択を図る上で有効な手段である。また、職業意識の形成が十分に図られていない在学中の早い段階から、就業体験を通じて自身の適性や将来について考えることができるインターンシップや、セミナー等に参加することは、大学生等に対して、同様に有効な手段と考える。また、若年者の失業率の高さの要因として職業意識形成の不十分さがあるため、生徒のことをよく知る学校と職業についての専門機関である公共職業安定機関との密接な連携の下、在学中の早い段階からセミナーやインターンシップ等を実施し、職業意識の啓発を図ることは効率的である。</p> <p>こうした取組の結果、中高生等については、平成15年度より実施しているキャリア探索プログラムに平成18年度では約40万人が参加(前年度比7.0%減)したほか、大学生等については、インターンシップに11,887人が参加(前年度比20.4%増)し、参加した学生のアンケート調査では、94.0%以上の者から「役に立った」と評価を得ており、目標を達成したことから、学校段階からの職業意識の啓発を促進することができたものと評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ						
平成18年度 予算額：232百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
実施主体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：ハローワークが学校、産業界と連携し、企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等中高生を対象とした職業意識形成支援事業を実施している。						
事務事業名 ：インターンシップ受入企業開拓事業						
平成18年度 予算額：475百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
実施主体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(経済団体)						
概要：企業側でのインターンシップに対する理解の一層の浸透を図り、経済団体に對し受入企業の幅広い開拓とともに、開拓した企業における学生等の受入れの支援を委託して実施している。						

個別目標 8						
新規学卒者の円滑な就職を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	新規高卒者の就職内定率 (%) (前年度以上／平成18年度)	95.1	95.9	97.2	98.1	※96.7
2	大学新規卒業者の就職率 (%) (前年度以上／平成18年度)	92.8	93.1	93.5	95.3	96.3
(調査名・資料出所、備考)						
①指標 1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・各年度の就職内定率は、卒業する年の6月末現在の実績である。 ・平成18年度は卒業年の3月末現在の実績である。						
②指標 2 資料出所：大学等卒業予定者就職内定状況等調査による（厚生労働省、文部科学省共同によるサンプル調査）。 備考：各年度の就職率は、卒業する年の4月1日現在の実績である。						
個別目標 8 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
<p>産業や職業に関する知識・経験に乏しい者が多い高校生については、採用活動が適正に行われるようにする観点から選考開始期日を定め、若年者ジョブサポーターによる個別相談や就職ガイダンスの実施等により、学校を通じて就職活動を支援すること、また、比較的主体的に就職活動ができる大学生等については、学生職業センター等やインターネットによる情報提供を行い、希望する者に学生職業センター等で職業相談等を行うことは、若者の就職促進に有効かつ現実的と考える。また、高校生の就職については、学事日程への影響を考慮して、採用活動が適正に行われるようにする観点から選考開始期日が定められており、学校を通じた就職活動を支援することとしており、一方、大学生等については、比較的自由に活動できるため、学生職業センター等やインターネットによる情報提供を行い、希望する者に学生職業センター等で職業相談等を行うこととしており、いずれの場合も対象者の把握等学校との連携を密に行うことで、効率的な業務実施が図られたものと考えられる。</p> <p>これらの支援策により、高校生については、若年者ジョブサポーター等が未内定者を対象に約43万件の相談を実施した結果、3月までに38,313人の就職が決定したほか、大学生等については、600,428人が学生職業センター等を利用し、26,154人が就職（前年度比5.6%増）したところである。</p> <p>その効果もあって、高校新卒者の3月末現在の就職内定率が96.7%（前年同期比0.9ポイント改善）、大学新卒者の4月1日現在の就職率が96.3%（前年同期比1.0ポイント改善）と、いずれも前年実績を上回る結果となっており、目標を達成したことから、新規学卒者の円滑な就職を促進することができたものと評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化						
平成18年度 予 算 額：1,667百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕）						
実施主体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要：在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じてマンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を支援している。						
事務事業名 ：学生職業センター等における学生等の就職支援						
平成18年度 予 算 額：1,048 百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕）						
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						

実施主体	本省、厚生局、 <u>労働局</u> （監督署、 <u>安定所</u> 、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	新規大卒者等に対しては、学生職業センターや学生職業相談室、その中核としての学生職業総合支援センターにおいて、大学等と連携した職業指導や職業相談、情報データベースによる広範な求人情報の提供、就職面接会の開催等により、就職活動を支援している。

個別目標 9						
フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	フリーター常用就職者数(万人) (25万人以上/18年度)	-	-	-	23.2	35.1
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局、職業能力開発局調べによる。 備考： ・フリーター常用雇用化プランについては、平成17年5月から開始した事業である。 ・平成17年度については、20万人のフリーターの常用雇用化を目指して実施(平成17年5月～平成18年4月)した実績である。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	失業率(15～24歳)(%)	9.9	10.1	9.5	8.7	8.0
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：総務省「労働力調査」による。						
個別目標 9 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>フリーター常用就職支援事業については、全国のハローワーク等において、若年者ジョブサポーター等の担当者制による一貫した就職支援を実施することは、支援対象者ごとの課題に応じた支援ができるなど、フリーターの常用雇用化の促進に有効な手段と考える。</p> <p>平成16年度から実施している地域の主体的取組みとして、都道府県が設置するジョブカフェへのハローワークの併設は、官民一体となった就職支援として、有効かつ効率的な手段と考える。</p> <p>若年者試行(トライアル)雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と若年者相互の理解を深め、常用雇用への移行を図ることができること、常用雇用に当たって十分な見極めができること等から職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難な場合の多い若年失業者等の常用雇用の促進に有効な手段と考える。また、1人当たり月額5万円(支給期間は3ヶ月を限度)と低い投入コストにもかかわらず、約80%の常用雇用への移行が達成されたことから、効率的な手段であると考え。</p> <p>これらの支援策により、平成18年度に、ハローワークにおいて263,326人のフリーターの常用雇用化を実現したほか、平成18年度にトライアル雇用を開始した48,282人のうち、同期間にトライアル雇用を終了した43,130人の約8割に当たる34,326人の常用雇用が実現し、また、ジョブカフェにおいては、平成18年度に、92,708件の就職(前年度比3.8%増)を実現した。</p> <p>その効果もあって、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」において、35.1万人(速報値)の常用雇用を実現し、目標を達成したことから、フリーターや若年失業者の常用雇用化を促進することができたものと評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：フリーター常用就職支援事業						
平成18年度 予算額：633百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：フリーターの常用雇用化を促進するため、全国のハローワークにおいて、若年者ジョブサポーター等の担当者制による一貫した就職支援を拡充実施する。						
事務事業名 ：ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援						
平成18年度 予算額：2,575百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						

	： <u>その他</u> (ジョブカフェ)
概要：都道府県の主体的な取組により設置される若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)に対して、都道府県からの要望に応じ、ハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施する。また、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開する。	
事務事業名	：若年者試行(トライアル)雇用事業
平成18年度 予 算 額	：9,900百万円(補助割合：[国 /][/][/])
実施主体	：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：事業主が、フリーターや学卒未就職者等の若者を一定期間試行雇用し、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者トライアル雇用事業を実施している。	

個別目標10						
外国人求職者等に対するきめ細かい職業相談・職業紹介等を通じ、安定し、かつ適正な就労を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	日系人雇用サービスセンターにおける就職率 (%) (18%以上/平成18年度)	-	-	-	-	17.9
2	一般外国人(留学生を除く外国人)の就職率 (%) (24%以上/平成18年度)	-	-	-	-	23.4
3	留学生の就職人数 (人) (300人以上/平成18年度)	-	-	-	-	338
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標10に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、個別目標の達成に向け進展していると評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：外国人雇用サービスコーナー事業						
平成18年度 予算額：162百万円(補助割合：[国10/10][/][/])						
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：通訳を介した職業相談・紹介を行う「外国人雇用サービスコーナー」を公共職業安定所に設置						
事務事業名 ：外国人雇用サービスセンター事業						
平成18年度 予算額：145百万円(補助割合：[国10/10][/][/])						
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：留学生を含む専門的・技術的分野の外国人求職者等に職業相談等情報提供を行う「外国人雇用サービスセンター」の設置						
事務事業名 ：日系人雇用サービスセンター事業及び日系人職業生活相談室事業						
平成18年度 予算額：180百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：日系人に対してその特性に応じた職業相談・紹介等を行う「日系人雇用サービスセンター」及び「日系人職業生活相談室」の設置						

個別目標11						
外国人を雇用している事業主への啓発活動、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問件数(一)	1,216	1,158	1,184	1,167	1,227
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
個別目標11に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>事業主が外国人労働者を雇用する際には、一般的に、外国人労働者は日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと、入管法により就労が制限される場合があること等の特性について、よく理解しなければ適切な雇用管理の改善は図れない。</p> <p>このため、外国人雇用管理アドバイザーによる事業主が抱える個々の問題に対する具体的な指導・援助などを体系的に実施することは、これらを理解するための有効な手段であり、さらに、外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問件数は前年度に比べ増加していることから、外国人を雇用している事業主への啓発活動、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ることができたものと評価できる。</p> <p>なお、就労目的の在留資格による新規入国外国人についてみると、「興行」については、人身取引防止の観点から入国の基準を厳格化したことに伴い減少しているものの、「興行」を除いた数字は増加(法務省入国管理局発表資料によれば、平成17年度は約2万6千人、平成16年度は約2万4千人)している。したがって、事業主の意識啓発等は引き続き必要性が高いと考える。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：外国人雇用管理アドバイザーの委嘱						
平成18年度：57百万円(補助割合：[国10/10][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：「外国人雇用管理アドバイザー」の事業所訪問等により、外国人を雇用する事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助を行う。						

個別目標12						
就職困難者等の円滑な就職等を図ること。						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成18年度)	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	—	—	—
2	生活保護受給者等就労支援事業における支援開始者数に占める就職者数の割合(%) (40%以上/平成18年度)	—	—	—	41.4 (3,083)	60.8 (6,190)
3	ホームレス就業支援事業による就業者数(人) (450人以上/平成18年度)	—	—	—	426	908
4	当該年度中の雇用調整方针对象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合(%)	—	6.7	37.2	31.4	48.5
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。 ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。						
②指標2 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。 備考： ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度に事業を開始した。 ・中段(括弧内)は就職者数、下段(括弧内)は支援開始者数である。						
⑤指標3 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。 備考： ・ホームレス就業支援事業は、平成17年度に事業を開始した。						
⑥指標4 資料出所： ・雇用調整方针对象者数(職業安定局調べ)と不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数((財)高年齢者雇用開発協会)調べ)を使用し、職業安定局において計算したもの。 備考： ・不良債権処理就業支援特別奨励金については、平成14年度補正予算により創設(平成14年12月20日事業開始)。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	ホームレス就業支援事業による開拓求人数(件)	—	—	—	1,053	1,184
2	ホームレス就業支援事業による職場体験受講者数(人)	—	—	—	185	686
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1及び2 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。						

参考指標		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	特定求職者雇用開発助成金支給決定件数(件)	122,938 183,098	90,417 148,027	84,902 129,641	84,858 121,499	82,801 92,688
2	特定求職者雇用開発助成金支給決定金額(百万円)	39,575 72,843	24,659 57,789	23,413 49,409	23,279 46,331	22,939 35,377
3	不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数(人)	—	1,127	3,378	6,415	4,517
4	不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定金額(百万円)	—	720	2,149	4,232	2,891
5	民間活用再就職支援事業の支援対象者数(人)	0	129	161	61	53
6	個別求人開拓推進事業の開拓求人数(人)	3,597	237,179	292,397	250,066	23,788
(調査名・資料出所、備考)						
①指標 1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・特定求職者雇用開発助成金事業における指標である。 ・上段は実績、下段は予算上の数値である。						
②指標 3、4 資料出所：(財) 高年齢者雇用開発協会調べによる。 備考： ・雇用再生集中支援事業における指標である。 ・不良債権処理就業支援特別奨励金については、平成14年度補正予算により創設(平成14年12月20日事業開始)。 ・本奨励金は、支援対象者である雇用調整方针对象者(※)の最初の発生が平成15年1月であり、雇入れ日から起算して3ヶ月経過後に支給申請を行うものであるため、平成14年度中の支給はない。 ※雇用調整方针对象者とは、不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者のうち、事業主が届け出た雇用調整方針に記載された者である。						
③指標 5 資料出所：(財) 高年齢者雇用開発協会調べによる。 備考： ・雇用再生集中支援事業における指標である。 ・民間活用再就職支援事業については、平成14年度補正予算により創設(平成15年2月10日事業開始)。						
④指標 6 資料出所：(財) 高年齢者雇用開発協会調べによる。 備考： ・雇用再生集中支援事業における指標である。 ・個別求人開拓推進事業については、平成14年度補正予算により創設(平成15年2月10日事業開始)。						
個別目標12に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
①特定求職者雇用開発助成金 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置であり、これらの円滑な就職促進に有効である。改善してきているが厳しさが残る雇用失業情勢を反映し、支給件数はここ数年同水準で推移しており、平成18年度は計82,801件の支給があり、第1期支給決定件数は42,597件となっていることから、約4.3万人の高齢者、障害者等の雇用促進に資している。雇入れ後の助成金対象労働者の定着状況の調査(平成15年4月～平成16年3月に雇い入れられた者を対象。)によると、支給対象者と一般被保険者の同時期(平成15年4月1日から平成16年3月31日の間)に雇い入れられた者の雇用維持状況を比較した場合、支給対象者の自己都合を含む離職率は10ポイント以上一般被保険者より少なく、事業主都合による離職に限った場合の離職率は一般被保険者の約1/2の結果であった。このように、就職困難者等の就職促進や事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに効果が出ていると評価できる。 また、特定求職者雇用開発助成金は、より就職が困難な重度障害者等には助成率、						

助成期間が手厚くなっており、また、雇い入れを行う企業の規模に応じて、中小企業には高率助成を行うとともに、助成率を区別した上で短時間労働被保険者も対象とし、近年の多様な就労形態に対応を図るなど、効率的な運用がなされている。

②生活保護受給者等就労支援事業

生活保護受給者等就労支援事業は、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対し、個々の対象者の状況・ニーズ等に応じた就職支援を福祉事務所とハローワークとの連携により行うものであり、その就労による自立を支援する施策として有効である。

平成18年度の支援開始者数に占める就職者数の割合は60.8%であり、目標の40%を大きく上回る結果となった。

本事業の支援開始者は17年度7,455人、18年度10,181人、就職者は17年度3,083人、18年度6,190人となり、支援開始者の大幅な増加とともに就職者数も大幅に増加したことは、福祉事務所とハローワークの連携により、生活保護受給者等の就労支援が効果的に行われたものと評価できる。

③ホームレス就業支援事業

ホームレス就業支援事業は、地域のホームレスや労働市場、福祉施策等の実情を熟知した地方公共団体、ホームレスの支援に携わるNPO等の民間団体、仕事の開拓に特別なノウハウを有している民間企業などが協議会を組むことによって、それぞれが単独で行うよりも高い自立支援効果をもたらすことが見込まれる事業であり、就職困難者であるホームレスの就労支援事業として有効である。

ホームレス就業支援事業による就業者数は平成18年度908人であり、目標の450人を大きく上回った。

また、平成19年1月実施の全国ホームレス実態調査におけるホームレス数は事業実施4都府県(東京、神奈川、愛知、大阪)で11,185人であって、前回平成15年調査時の16,511人に比べ約2/3に減少しており、本事業はホームレスの就労による自立促進に効果的であったと評価できる。

④雇用再生集中支援事業

雇用再生集中支援事業においては、不良債権処理の加速の影響を受けた企業から離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援を行うにあたり、雇用調整を実施する事業主において事前に雇用調整方針を作成し、公共職業安定所に提出させることとしている。この方法は、雇用調整方針対象労働者の求職活動に関する計画ないし見通しを公共職業安定所等関係機関が改めて確認し、不良債権処理就業支援特別奨励金の活用、支援対象者の多様なニーズに応じた民間活用による再就職支援、個別求人開拓等、個々の求職者の実情に応じて計画性・目的性をもった再就職支援を行うことができるなど、有効かつ効率的な仕組みとなっている。

平成18年度は、3年間の事業実施延長期間の2年目であったが、アウトプット指標に掲げる平成18年度中の雇用調整方針対象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は48.5%(対前年度17.1ポイント増)と達成水準を大きく上回っており、方針対象者の約半数が再就職を果たすなど、不良債権処理に伴い離職を余儀なくされる者に対する支援としての的確に対応していると評価できる。

以上のことから、就職困難者等の円滑な就職等を図ることができたものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	特定求職者雇用開発助成金
平成18年度 予 算 額	35,377百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者雇用開発助成金及び緊急就職支援者雇用開発助成金からなるものであり、このうち特定就職困難者雇用開発助成金は、60歳以上の者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うものであり、緊急就職支援者雇用開発助成金は、雇用に関する状況が悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れる事業主に対し助成を行うものである。

事務事業名	生活保護受給者等就労支援事業
平成18年度 予 算 額	996百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。	
事務事業名	ホームレス就業支援事業
平成18年度 予 算 額	359百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（地方公共団体、民間団体等で構成される協議会）
概要：ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。	
事務事業名	雇用再生集中支援事業
平成18年度 予 算 額	110,000百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他（平成14年度～平成17年度において計上した基金）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（高年齢者雇用開発協会）
概要：不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。	

4. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他（ ）
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

5. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）

i 高年齢者等の雇用の安定・促進

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化等所要の措置を講ずること等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出した。同法律は、同年6月5日に成立し、6月11日に公布された。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において、「高年齢者の65歳までの継続雇用を実現するため、法改正を含め高齢者雇用対策の抜本的な見直しを行うこと。」「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「高年齢者の65歳までの継続雇用を実現するため、法改正を含め高齢者雇用対策の抜本的な見直しを行うこと。」「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

ii 障害者の雇用の安定・促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成17年6月29日に成立し、平成18年4月1日（一部は平成17年10月1日）より施行されている。

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成17年6月10日衆議院厚生労働委員会）において、「障害者の職場定着を確実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者雇用の経験を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。」「企業名及び雇用率の公表を前提とした指導を強化し、雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっており、作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。」とされている。

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成17年6月28日参議院厚生労働委員会）において、「精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関における相談・支援体制の整備に努める

こと。」「企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化するため、雇入れ計画作成命令の発出基準等の指導基準を見直す等により雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。」「国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関において、率先して障害者の雇用を進めるよう努めるとともに、個々の機関の雇用率等、障害者雇用の現況を自ら公表するよう指導すること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっております。作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。」「公共職業安定所等労働関係機関と各教育機関が障害のある生徒の社会的・職業的自立に向けた教育、進路指導、就業した卒業者の職場適応・定着支援とそれに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、各段階において連携協力を図り、総合的な指導・支援を行うよう努めること。」とされている。

「障害者自立支援法案に対する附帯決議」（平成17年10月13日参議院厚生労働委員会）において、「障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービス等が相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において、「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

「独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案に対する附帯決議」（平成14年12月5日参議院厚生労働委員会）において「また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。」とされている。

iii 若年者の雇用の安定・促進

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月31日参議院厚生労働委員会）において、「青少年の雇用機会の確保については、これを事業主の努力義務とするに当たり、年長フリーターの正規雇用化が着実に進むよう、実効性のある大臣指針を策定するとともに、当該指針に基づき、都道府県労働局及びハローワークが関係企業に対して強力な指導を行うこと。」「若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）は、地方における若者の雇用対策の中核的拠点となっていることを踏まえ、同事業を実施する都道府県に対して必要な支援を行うこと。」とされている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

i 高齢者の雇用の安定・促進

「第9次雇用対策基本計画」（平成11年8月閣議決定）において、「向こう10年程度の間において、65歳定年制の普及を目指しつつも、少なくとも意欲と能力のある高齢者が再雇用又は他企業への再就職などを含め何らかの形で65歳まで働き続けることが出来ることを確保していくこととする。」とされている。

ii 障害者の雇用の安定・促進

「成長力底上げ戦略」（平成19年2月15日「成長力底上げ戦略」構想チーム）の「就

「労支援戦略」『福祉から雇用へ』において、「地域の特性を生かした就労支援体制を全国展開」、「ハローワークを中心とした『チーム支援』」、「障害者雇用促進法制の整備」、「工賃倍増5カ年計画」等により平成18年度を「助走期間」、平成19年度～23年度を「集中的強化期間」、平成22、23年度を「継続実施期間」とし、目標を定めて取り組むこととされている。

「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定）において、「心身の障害を抱える人が、就労等に積極的にチャレンジできるよう、相談、助言等の取組を強化する。」とされている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「各府省による障害者の受け入れ実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。」とされている。

「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）において「雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る。」とされており、障害者雇用率制度の運用や助成金、トライアル雇用をはじめとする各種事業の活用等により、障害者雇用の促進を図ることとしている。

「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）においては、「トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人にすることを目指す。」とされている。

iii 若年者の雇用の安定・促進

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月3日閣議決定）において、「若者自立・挑戦プラン」の強化及びフリーター・無業者に対する意欲の向上等に関する事項が盛り込まれた。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるために、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化等「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の強化・推進等が盛り込まれた。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。」ことが盛り込まれた。平成19年度については、経済財政改革の基本方針2007（骨太方針2007）（平成19年6月19日閣議決定）において、「長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。」とされている。

また、「日本経済の進路と戦略について」（平成19年1月25日閣議決定）において、「ニートやフリーターが円滑に就労できる仕組みを構築し、2010年（平成22年）までにフリーターをピーク時の8割の水準までに減少させることを目指す。」ことが盛り込まれた。

iv 就職困難者等の円滑な就職支援

生活保護受給者等就労支援事業について、「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月「多様な機会のある社会」推進会議）の行動計画において、生活保護受給者等就労支援事業の実施が盛り込まれている。

生活保護受給者等就労支援事業について、「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム）において、平成19年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進5カ年計画』を策定・実施し、本計画において、本事業の支援対象者の就職率を60%に引き上げることとされている。

ホームレス就業支援事業について、「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12

月「多様な機会のある社会」推進会議)の行動計画において、ホームレス就業支援事業の実施が盛り込まれている。

ホームレス就業支援事業について、「ホームレス自立支援法」及び同法に基づく「ホームレスの自立に関する基本方針」において、「ホームレスの就業の機会の確保」が盛り込まれており、本事業はこれの具体化としての位置づけである。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

i 高年齢者の雇用の安定・促進

総務省の行政監察による勧告「高齢者雇用対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成14年3月)において、「定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善に係る公共職業安定所等における業務の適切な実施」や「各種助成金等の効果的支給」等について指摘がなされている。

ii 障害者の雇用の安定・促進

平成15年4月の総務省「障害者の就業等に関する政策評価書」においては、養護学校の高等部及び公共職業安定所等労働関係機関は、生徒の就業支援及び就業した卒業者の職場適応・定着支援に関して連携協力を図り、生徒・卒業者に対して総合的な指導・支援を行うこと、養護学校の高等部は、現場実習をより積極的に実施することが就業の促進及び職業生活への適応・定着に効果的であると指摘されている。

iii 就職困難者等の円滑な就職支援

生活保護受給者等就労支援事業について、平成18年度第3期行政等評価計画(平成18年12月～19年3月)として、「生活保護に関する行政評価・監視」による調査が全国20の労働局に対して実施された。

④会計検査院による指摘

特定求職者雇用開発助成金について、「助成金の適正な支給を期するため、事業主に対する指導を徹底するとともに助成金の支給要件の判定時及び支給決定時における調査確認の一層の充実強化を図る必要がある」と認められる。」と指摘された(平成18年8月25日)。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

i 高年齢者の雇用の安定・促進

「年齢にかかわらず働く社会に関する有識者会議報告」(平成15年1月)において、「今後10年間で、65歳までの雇用を確かなものとするとともに年齢にかかわらず働く社会の実現に向けた基盤整備の期間と位置付け、政労使を始め関係者が一体となった取組を集中的に実施していくことが必要である。」とされている。

「今後の高齢者雇用対策に関する研究会報告書」(平成15年7月)において、「当面の課題としては、年金支給開始年齢の引上げや団塊の世代の高齢化を踏まえ、雇用と年金との接続を強化し、少なくとも年金支給開始年齢となる65歳までは年齢が理由となって働くことが阻害されることのないシステムの整備を行っていくことが急務である。」とされている。

「労働政策審議会建議」(平成16年1月)において、「高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることを可能とし、もって我が国 経済社会の活力の維持を図るためには、高齢者が意欲と能力のある限り活躍し続けることができる環境を社会全体で築き上げていくことが必要である。」とされている。

「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月)において、「人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について選択肢を多様化するため、高齢者・団塊世代

の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大等を推進する」とされている。

ii 障害者の雇用の安定・促進

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、精神障害者も各企業の実雇用率の算定対象とされたこと（平成18年4月1日施行）を踏まえ、「障害者の把握・確認ガイドライン検討会議」において、障害者本人の意に反した雇用率適用等が行われないよう、精神障害者だけでなく身体障害者及び知的障害者にも共通するものとして、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月）が策定された。

「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議）において、「関係機関の連携による支援、職業訓練の充実により、障害者の福祉的就労から、一般雇用への移行を促進する。また、発達障害者等に対する相談・支援を強化する。」とされており、「2010年度までの5年間でハローワークにおいて約22万人の障害者の就職を実現する。」とされている。

iii 若年者の雇用の安定・促進

平成15年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議）において「インターンシップについて、単位認定の促進、期間の多様化などにより内容を充実し、実施の拡大を図る。また、各省が連携して、国、地方の各レベルで関係者による連絡・推進協議会を設置するなど推進体制を強化する。」「就職未内定生徒、未就職卒業者等が、ジョブサポーターにより、就職活動から職場定着までの一貫したマンツーマンのきめ細かな就職支援を受けられる体制を整備する。」「トライアル雇用の積極的活用」、「若者の生の声を聞き、きめ細やかな効果のある政策を展開するための新たな仕組みとして、地域の主体的な取り組みによる若年者のためのワンストップセンターの整備を推進する」とされた。

また、「若者自立・挑戦プラン」の実効性・効率性を高めるために策定された「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（平成16年12月24日第7回若者自立・挑戦戦略会議）において、「中小企業等における学卒就職者等若年従業員の職場定着推進のため、若年従業員の相互交流、企業人事担当者を対象とした講習等の取組みを促進するとともに、インターネット等を通じて若年従業員から働くことに関わる幅広い相談に身近に応じる体制を整備する。」「若年者試行雇用事業の拡充」、「都道府県の主体的な取組により設置されるジョブカフェについて、都道府県からの要望に応じ、ハローワークの併設を進め、若年者の主体的な企画による就職支援活動や利用困難なものに対するネットカウンセリング等を新たに実施し、就職支援機能の一層の強化を図る。」とされた。

さらに、本アクションプランの実施最終年度である平成18年度に向けて、同アクションプランの改訂版（平成18年1月17日第10回若者自立・挑戦戦略会議）が取りまとめられ、「若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、フリーター向けのセミナーを充実するなど、若者の状況に応じたきめ細かな就職支援を実施する。」「フリーターの常用雇用化を促進するため、全国のハローワークにおいて、若年者ジョブサポーター等の担当者制による一貫した就職支援を拡充実施する。」「若年者試行雇用事業について、対象者を拡充するとともに、新たに長期若年無業者等を対象に、働く自信と意欲を高めつつ、段階的に常用雇用への移行を促進するため、短時間勤務による試行雇用事業を実施する。」「企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活に関して生徒に理解させ、自ら考えさせるキャリア探索プログラム、企業において就業体験をするジュニア・インターンシップ等、ハローワークと産業界が連携して職業意識形成支援事業を推進する。」とされた。

加えて、「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定）において、「いわゆる「就職氷河期」に直面した若者、特にフリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進する。」ことが重点課題の一つとして盛り込まれたところであり、達成すべき目標として、「2010年までに、フリーターをピーク時の8割に減少させる。」とされているところ。

6. 本評価書に関連する他の実績評価書

- | | |
|----------|--|
| V-2-1 | 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること |
| V-2-2 | 福祉から自立に向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと |
| VI-5-1 | 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること |
| VII-1-1 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること |
| VIII-1-1 | 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること |